

介護保険だより

静岡県国民健康保険団体連合会
 〒420-8558
 静岡市葵区春日2丁目4番34号
 TEL 054-253-5580
 FAX 054-253-5589
 [インターネット]
<http://www.shizukokuhoren.or.jp/>
 静岡県国保連合会 検索

1 平成26年4月1日の介護報酬改定について

介護報酬改定により、サービスコード・単位数・サービス内容略称等が変更となります。各事業所において改定内容を御確認の上、十分注意して請求をお願いします。

新サービスコード等については、WAM NET等で御確認ください。

平成26年3月 サービス分まで	⇒	旧サービスコード・旧単位数で請求 (新サービスコード・新単位数で請求の場合は返戻)
平成26年4月 サービス分から	⇒	新サービスコード・新単位数で請求 (旧サービスコード・旧単位数で請求の場合は返戻)

2 短期集中リハ実施加算の起算日について

訪問リハ・通所リハにおける短期集中リハ実施加算の起算日は、「退院日・退所日」又は「認定日」です。



訪問リハ・通所リハ
の短期集中リハ加算
(イ)・(ロ)における
「認定日」の定義

「認定有効期間開始日」に統一
(平成24年4月サービス以降)

<参考資料> 平成12年厚生省告示第19号
 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準
 ~法第19条第1項に規定する要介護認定の効力が生じた日(当該利用者が新たに要介護認定を受けた者である
 場合に限る。)~

※ 更新申請・変更申請による要介護認定は含まない。

<例> 新規申請日：4月5日 市町において認定を行った日：4月20日
 認定有効期間開始日：4月5日(申請日に遡って適用される)

訪問リハ・通所リハ短期集中リハ加算1(認定日から起算して1月以内)

↳ 起算日の4月5日から1ヶ月以内は算定可

訪問リハ・通所リハ短期集中リハ加算2(認定日から起算して1月超3月以内)

↳ 起算日の4月5日から1ヶ月超3ヶ月以内は算定可

短期集中リハを実施した場合、介護給付費請求明細書の摘要欄に記載する起算日は、各月とも4月5日となります。記載された起算日に誤りがある場合、縦覧審査(点検)として確認のため国保連合会より電話照会をしておりますので、起算日の記載について御留意願います。

介護給付費請求書等の提出期限は請求省令により毎月10日と定められております。
 伝送、磁気媒体、紙帳票いずれの場合も10日必着となりますのでご注意ください。